



2021年2月17日

各 位

会社名 日本空港ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員兼COO 横田 信秋
(コード番号 9706 東証第1部)
問合せ先 専務取締役執行役員企画管理本部長 田中 一仁
(TEL. 03 - 5757 - 8409)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、2021年2月17日開催の当社取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、「公共性と企業性の調和」を基本理念とし、首都東京に位置する国際拠点空港である東京国際空港（以下「羽田空港」という。）の旅客ターミナルビルの建設、管理・運営を担う民間企業として、上場以来、航空需要の増大に対応する大規模かつ機動的な設備投資を継続的に実行し、羽田空港という乗降客数で日本最大シェア（※）を誇る重要な空港インフラを築き上げる一翼を担ってまいりました。

特に近年では、日本政府が首都圏の航空ネットワーク強化を掲げ、首都圏空港の発着容量の拡大・訪日外客の誘致を推進する中、当社においても国内線のハブ空港としての役割を果たすべく、各ターミナルの整備を進めるとともに、国際線機能との一層の連携を目的として、2018年4月には東京国際空港ターミナル株式会社を連結子会社化し、2019年3月期には過去最高水準の営業収益および営業利益を達成いたしました。しかしながら、2020年3月期第4四半期以降の新型コロナウイルス感染症拡大により、国際線及び国内線旅客数は大幅に減少し、空港ターミナル運営事業を営む当社グループを取り巻く事業環境は、非常に厳しいものとなっております。2021年3月期につきましては、本日開示した通期業績予想の修正の通りです。

このような事業環境において、当社グループは、コスト削減や不急の設備投資抑制を推進するとともに、早期から資金調達を行い、逆風下でも安定的に事業を運営するために十分な手元流動性を確保してまいりました。具体的には、既存のコミットメントライン契約の90億円に加えて、昨年6月までに長期借入による50億円の調達や短期借入枠として200億円の設定を完了しております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の収束と旅客数の回復にかかる期間については、現時点では不透明であり、今後も引き続き日本国内および海外各国の状況を注視していく必要があります。

このような状況下においても、新型コロナウイルス感染症の収束後には中長期的に増加が見込まれる日本の航空旅客需要に対応するべく、羽田空港の機能拡充に向けた設備投資を間断なく着実に実行することが求められます。また、アフターコロナにおける羽田空港の「あるべき姿」を追求し、ストレスフリーで快適な搭乗手続きを実現する「FAST TRAVEL」の推進や、「新しい生活様式」に対応した遠隔案内ロボットの導入等、ニューノーマル（新常态）にも対応する様々な取組みも並行して進めていく必要があります。

上記のような当社グループの重大なミッションを遂行するためには、高度かつ迅速な経営判断に加えて、国の施策とも連携した継続投資が必須であり、コロナ禍に耐える財務体質を維持しつつ投資余力を確保できる堅固な財務基盤が肝要であると考えております。

当社グループは、本資金調達によって財務健全性の早期回復を図りながら、その調達資金をアフターコロ

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

ナを見据えた羽田空港の機能向上のための設備投資資金として充当することを予定しております。本資金調達を通じて、変容する事業環境下でも、成長施策が可能な体制を構築し、コロナ収束後の成長を通じた株主価値向上の実現を目指してまいります。

(※) 国土交通省発表の空港別順位表(2019年、国際線と国内線の合計)に基づく

記

1. 公募による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①乃至③の合計による当社普通株式 7,507,900株
- ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 5,107,900株
- ② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 2,087,000株
- ③ 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 313,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2021年3月1日(月)から2021年3月3日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。
- ① 国内一般募集
日本国内における公募による新株式発行に係る募集(下記「2. 公募による自己株式の処分」に記載の日本国内における公募による自己株式の処分に係る募集と併せて、以下「国内一般募集」と総称する。)は一般募集とし、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする国内引受会社(以下「国内引受会社」という。)に日本国内における公募による新株式発行に係る募集分の全株式を買取引受けさせる。
- ② 海外募集
海外における新株式発行に係る募集(以下「海外募集」という。)は欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)における募集とし、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc及びMizuho International plcを共同主幹事引受会社とする海外引受会社(以下「海外引受会社」といい、国内引受会社と併せて、以下「引受

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

人」と総称する。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

なお、上記①及び②に記載の各募集に係る株式数並びに公募による自己株式の処分に係る国内一般募集の株式数については、国内一般募集株数 8,347,900 株(公募による新株式発行に係る国内一般募集株数 5,107,900 株及び公募による自己株式の処分に係る国内一般募集株数 3,240,000 株)及び海外募集株数 2,400,000 株(上記(1)②に記載の海外引受会社の買取引受けの対象株数 2,087,000 株及び上記(1)③に記載の海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数 313,000 株)を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定する。

また、上記①及び②に記載の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及び下記「3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは野村證券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc 及びみずほ証券株式会社とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による新株式発行における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日(国内)まで。
- (7) 払込期日 2021年3月5日(金)から2021年3月9日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役、又は代表取締役が委任する者に一任する。
- (10) 日本国内における公募による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 公募による自己株式の処分

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 3,240,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 日本国内における一般募集とし、国内引受会社に全株式を買取引受けさせる。なお、公募による自己株式の処分における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定する。なお、公募による自己株式の処分における処分価格（募集価格）は、公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による自己株式の処分における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間（国内）と同一とする。
- (6) 払込期日 2021年3月5日(金)から2021年3月9日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役、又は代表取締役が委任する者に一任する。
- (9) 公募による自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
なお、公募による新株式発行が中止となる場合、公募による自己株式の処分も中止する。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 1,252,100 株
種 類 及 び 数 額 種類及び数 なお、上記売出株式数は上限の売出株式数を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定される。なお、売出価格は国内一般募集及び海外募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案したうえで、野村證券株式会社が当社株主から 1,252,100 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役、又は代表取締役が委任する者に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、国内一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 1,252,100 株
種 類 及 び 数 額 種類及び数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 国 内 一 般 募 集 及 び 海 外 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
決 定 方 法
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
資 本 準 備 金 の 額
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 2021 年 3 月 29 日 (月)
- (6) 払 込 期 日 2021 年 3 月 30 日 (火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役、又は代表取締役が委任する者に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、国内一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行」及び上記「2. 公募による自己株式の処分」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案したうえで、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 1,252,100 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,252,100 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は 2021 年 2 月 17 日（水）開催の取締役会において、野村證券株式会社に割当先とする当社普通株式 1,252,100 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2021 年 3 月 30 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2021 年 3 月 24 日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

上記の取引については、野村證券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議のうえ、これらを行います。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 今回の公募及び第三者割当による新株式発行に係る発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	84,476,500株	(2021年2月17日現在)
公募による新株式発行に係る増加株式数	7,507,900株	(注) 1.
公募による新株式発行後の発行済株式総数	91,984,400株	(注) 1.
第三者割当による新株式発行に係る増加株式数	1,252,100株	(注) 2.
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	93,236,500株	(注) 2.

(注) 1. 海外引受会社が上記「1. 公募による新株式発行」(1)③に記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 上記「4. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の公募による自己株式の処分に係る自己株式数の推移

現在の自己株式数	3,248,595株	(2021年2月17日現在)
公募による自己株式の処分に係る処分株式数	3,240,000株	
公募による自己株式の処分後の自己株式数	8,595株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

国内一般募集及び海外募集並びに本件第三者割当増資による手取概算額合計上限 61,404,800,000円について、2024年3月末までに総額 50,000,000,000円を空港処理能力向上と旅客動線最適化に資する第1ターミナルの北サテライト新設及び第2ターミナルと第2ターミナル北サテライト接続のための設備投資資金に、2024年3月末までに10,000,000,000円を第1ターミナル及び第2ターミナルの安全対策等のための設備投資資金に、2022年3月末までに1,000,000,000円をビジネスジェット(*)専用施設整備のための設備投資資金に、残額が生じた場合にはその全額を2023年3月末までに借入金返済資金に充当する予定であります。連結子会社の設備投資は当社からの投融資を通じて行う予定であります。なお、当該設備投資の詳細は、2021年2月17日現在(ただし、投資予定金額の既支払額については2020年12月31日現在)、以下の通りであります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社	東京都 大田区	施設管理 運営業	第1ターミナル 北サテライト (新設工事)	20,000 ※1	-	自己資金、 増資資金、 自己株式処 分資金、又 は借入金	2021年 11月	2024年 3月	※2
当社	東京都 大田区	施設管理 運営業	第2ターミナル (増築工事)	30,000 ※1	-	自己資金、 増資資金、 自己株式処 分資金、又 は借入金	2021年 11月	2024年 3月	※3
当社	東京都 大田区	施設管理 運営業	第1ターミナル及び 第2ターミナル (改修工事等)	18,800	2,418	自己資金、 増資資金、 自己株式処 分資金、又 は借入金	2020年 4月	2024年 3月	※4
東京国際 空港ター ミナル(株)	東京都 大田区	施設管理 運営業	国際線ターミナル (増築工事)	1,000	-	自己資金、 増資資金、 自己株式処 分資金、又 は借入金	2021年 1月	2021年 7月	※5

※1 工事契約に係る見積合せ実施前であるため変動する可能性があります。

※2 第1旅客ターミナル増改築等

※3 第2旅客ターミナル増改築等

※4 機械化・省力化を含む設備投資及び更新等

※5 ビジネスジェット専用施設整備

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(*) ビジネスジェット

ビジネスジェットとは、航空会社による定期運航とは別にビジネス等の目的で企業や団体・個人が移動に使用するジェット機のことです。近年では、日本においても空港のビジネス航空用発着枠の拡大や施設整備の充実化、利用手続きの簡素化、発着制限緩和などにより、ビジネスジェットの普及が進んでおります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達の実施によって、財務体質の強化を図りながら、上記(1)に記載の使途に充当することで、中長期的な収益の向上に寄与するものと考えております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、安定的な配当を継続して実施することを基本方針として、業績に応じて積極的に利益還元を行うこととして、中期経営計画の目標指標として、配当性向30%以上を掲げております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、一定の内部留保を確保した上で財務や業績等を総合的に勘案して決定してまいります。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

当社は、羽田空港旅客ターミナルを運営する特性上、大規模投資が数年に1回発生するため、施設更新工事等の大規模投資を考慮した内部留保を確保していくことが必要と考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
1株当たり連結当期純利益	144.98円	406.31円	61.71円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	44.0円 (20.0円)	45.0円 (23.0円)	32.0円 (22.0円)
実績連結配当性向	30.4%	31.2%	51.9%
自己資本連結当期純利益率	9.2%	22.2%	3.1%
連結純資産配当率	2.8%	2.5%	1.6%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。ただし、2019年3月期につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益(330億円)より、東京国際空港ターミナル株式会社の連結子会社化に伴う一過性損益である「負ののれん発生益」等(230億円)から税効果考慮後の金額(213億円)を除いて算出しております。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から非支配株主持分を控除した額の期首と期末の平均)で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始 値	3,870 円	4,065 円	4,745 円	4,195 円
高 値	4,675 円	5,790 円	6,240 円	6,920 円
安 値	3,700 円	3,480 円	3,450 円	3,600 円
終 値	4,065 円	4,675 円	4,175 円	5,250 円
株価収益率	28.04 倍	11.51 倍	67.65 倍	—

(注) 1. 2021年3月期の株価については、2021年2月16日(火)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2021年3月期の株価収益率については、期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、発行価格等決定日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。